



第6章

計画の推進

1 推進体制

本市の行政機関相互はもとより、関係諸団体との密接な連携により、全庁をあげて、この第2次基本計画の積極的な推進に努めます。

また、「御所市人権問題啓発活動推進本部」を全庁的な推進組織として機能させ、複合的な人権課題への取組を推進するとともに、「御所市人権施策協議会」での諮問を経て、人権施策を総合的・効果的に推進します。

本市職員は、あらゆる人権問題に関して正しい理解と認識をもち、人権問題解決のため、その責務を自覚し、市民一人ひとりの人権意識を高め、その職責を通じ、それを具体的に推進すべき役割を担っています。そのため、市職員研修では、人権問題研修を市職員としての基本的能力・資質向上研修の重点課題として位置づけ、あらゆる人権問題についての基礎的な内容を中心に、有意義な研修を継続的・計画的に実施します。

一方、関係諸団体等が主催する研修会への参加については、先進的な人権問題への取組や新たな人権課題への対応などにかかわって、情報提供を行うとともに、積極的な参加を目指します。

2 国、奈良県及び県内市町村等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、国、奈良県及び県内市町村や公益法人・民間団体・企業等の連携・協力が重要です。より一層、総合的・効果的に人権施策を推進するため、有機的な連携を保ちながら、協力体制を強化し幅広い取組を進めます。

3 成果指標

第2次基本計画を着実に推進していくために、次のとおり成果指標を設定し、これを調査の実施等により把握し、第2次基本計画の取組の進捗状況を評価する際に参考とする指標とします。

No.	項目	現状 (2023(令和5)年度)	目標値 (2035(令和17)年度)
全体目標			
1	過去5年間で人権侵害をされた経験がある市民の割合*	8.8%	6%
4-1 人権教育・啓発の推進			
2	過去3年間で人権教育推進協議会が主催する「校区・地区別学習会(人権問題学習会等)」に毎回参加している市民の割合*	2.6%	10.0%
3	同和問題や他の人権問題について、小学校の授業等で学習した市民の割合*	48.1%	60.0%
4	同和問題や他の人権問題について、中学校の授業等で学習した市民の割合*	50.5%	60.0%
5	人権問題について、学習したり、知識を得たりするために「県や市町村が発行する広報誌等」を利用する市民の割合*	45.3%	55.0%
6	人権問題について、学習したり、知識を得たりするために「地域や職場等の学習会、講演会、イベント」を利用する市民の割合*	21.8%	30.0%
7	過去3年間で「差別をなくす市民集会」に毎回参加したことがある市民の割合*	2.8%	10.0%
4-2 人権相談・支援の推進			
8	人権侵害に対して、人権擁護委員による相談を知っている市民の割合*	30.3%	40.0%
9	人権侵害に対して、市役所が実施する法律相談を知っている市民の割合*	50.2%	60.0%
5-1 インターネット上の人権侵害			
10	インターネット上での差別的な書き込み等について、書いてある内容が事実である、なしに関わらず、許せない人権侵害だと思う市民の割合*	61.1%	70.0%

No.	項目	現状 (2023(令和5)年度)	目標値 (2035(令和17)年度)
5-2 部落問題			
11	部落出身者に対する差別は、もはや大した問題ではないと考える市民の割合*	29.6%	20.0%
12	過去5年間で人権侵害をされた経験がある市民のうち、同和地区出身を理由に人権侵害を受けた市民の割合*	8.1%	5.0%
13	子の結婚相手(パートナーを含む)が同和地区出身者であった場合に問題にしないとする市民の割合*	39.2%	50.0%
5-3 女性			
14	男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児をしたほうがよいと思う市民の割合*	23.0%	10.0%
15	市民意識の中で理想とする「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」のすべてを優先できている市民の割合※	7.4%	15.0%
16	配偶者やパートナーシップ、恋人から暴力を受けたことがある市民の割合※	6.5%	5.0%
5-4 こども			
17	専門機関(児童福祉センターなど)による相談先を知っている市民の割合*	41.7%	50.0%
18	こどものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえないと考える市民の割合*	28.7%	15.0%
19	家庭のルールを決めるときは必ずこどもの意見を聞かなければならないと考える市民の割合*	68.2%	80.0%
5-5 高齢者			
20	認知症の高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由を制限されても仕方ないと考える市民の割合*	46.0%	35.0%
5-6 障がい者			
21	精神に障がいがある人に対してはなんとなく不安を感じると考える市民の割合*	66.6%	50.0%
22	過去5年間で人権侵害をされた経験がある市民のうち、身体障がいを理由とした市民の割合*	8.1%	5.0%
23	過去5年間で家族等が人権侵害をされた経験がある市民のうち、「身体の障がい」、「知的障がい」、「精神の障がい」を理由とした市民の割合*	身体 13.9% 知的 11.1% 精神 11.1%	5.0%

No.	項目	現状 (2023(令和5)年度)	目標値 (2035(令和17)年度)
5-7 外国人			
24	過去5年間で家族等が人権侵害をされた経験がある市民のうち、国籍、人種、民族を理由とした市民の割合*	5.6%	4.0%
25	子の結婚相手(パートナーを含む)が訪日外国人労働者であった場合に問題にしないとする市民の割合*	29.4%	40.0%
5-8 本邦外出身者に対する不当な差別的言動			
26	国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとる必要があると考える市民の割合*	70.9%	80.0%
5-9 性的マイノリティの人々			
27	同性のカップルにも夫婦と同じ権利を認める必要があると考える市民の割合*	66.1%	80.0%
28	子の結婚相手(パートナーを含む)が同性であった場合に問題にしないとする市民の割合*	16.0%	30.0%

* 御所市人権問題に関する市民意識調査

※ 御所市男女共同参画に関する市民意識調査